

IV.啓発事業

◎男女共同参画センターだより「ソフィア」の発行

男女共同参画に関する特集記事や主催講座のレポートなどを、参画スタッフと職員が協働して作成し、意識啓発を行っています。

- (1) 発行回数 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により2号のみ発行
- (2) 発行部数 100号 8,000部、101号 6,500部
- (3) 様式 A4判・8ページ・フルカラー
- (4) 配布先 市内公共施設、近隣女性関連施設、市内の郵便局、金融機関、理美容店、阪急・JR・大阪モノレール、北大阪急行などの駅及び市内事業所
- (5) 内容

Vol.100



- 特集① ソフィア創刊100号記念
「少しずつ、自分らしく生きられる世の中へ」
- 特集② 「クイズに挑戦!男女共同参画関連ワード」
- インタビュー 吹田市立男女共同参画センター所長インタビュー
「「知る」ことから広がる、豊かな未来」

特集 ソフィア創刊100号記念
「少しずつ、自分らしく生きられる世の中へ」

創刊100号を迎えた今号。
そこで今号ではこれまでのデュオの取組を交えながら、男女共同参画に関連する法律など、創刊から30年あまりを振り返っています。

Vol.101



- 特集 「なにが起こるの?知って安心♪みんなの更年期」
- Wリボンプロジェクト in すいた2021
「NO暴力、笑顔を育む子育て術」
- 講座ダイジェスト 「今どきの在宅ワークを知ろう」

特集 「なにが起こるの?知って安心♪みんなの更年期」

今号では、よくある更年期症状や体の変化などについて掲載。
更年期症状に悩む人への理解が深まり、これから更年期を迎える方自身の不安も和らぐかもしれません。
誰にでも訪れる「更年期」について、詳しく掲載しています。

◎インターネットによる情報の発信

1. Facebook

平成27年(2015年)9月から、当センターの事業や魅力向上につながる情報を内外に発信し、男女共同参画への理解と関心を深めることを目的としてFacebookを開設し、随時更新しています。

令和3年度(2021年度)投稿件数・・・102件



2. Twitter

令和3年(2021年)1月から、より多くの方に情報を発信するため、Twitterアカウントを開設し、主催講座の案内をはじめ、開館状況や相談事業、情報ライブラリーについてつぶやいています。

令和3年度(2021年度)投稿件数・・・83件



V. 市民の活動及び交流の支援

1. 市民活動への支援

男女共同参画の推進に関する活動をするグループへ、懇話室や印刷室の利用の支援を行っています。(いずれも事前に登録が必要です。)

2. 交流の支援

男女共同参画センターを利用している団体、グループ、サークル等の交流や親睦、学習の支援を行っています。また、グループ間の情報交換を目的としている「男女共同参画センター・グループの会」と共催講座等を実施しています。

回	日時	内容	参加人数	
1	11/25(木)	午前10時～ 正午	グループの会共催講演会 「『サンドラの小さな家』上映会」 (2020年、アイルランド・イギリス合作映画)	25人
		午後1時30分～ 3時30分		25人
延受講者数				
50人 (女性 43人 ・ 男性 7人 ・ その他 0人) ※ 延保育児数 5人				
アンケート回収数				
45人 (満足度 96%) ※ 満足度…アンケートで満足、やや満足の割合				
ふりかえり				
<p>*Wリボンプロジェクト期間と重なっていたこともあり、DVをテーマにした作品を選びましたが、エンタメ作品としても見ごたえがあり、大変好評でした。</p> <p>*講演会は参加自体ハードルが高く、映画上映会なら参加する方が一定いるなかで、社会問題をテーマにした作品を上映することの意義を感じました。</p>				

保育あり! 新型コロナウイルス感染症の影響で、中止・延期になる場合があります。

96% 市民生活 75才の国

吹田市立男女共同参画センター・グループの会共催講演会

「サンドラの小さな家」上映会



住まいを失った若い母親サンドラと娘たちが自分たちの手平家を建てることで、人並みを取り戻し、生きづらいくの世界に隣人たちと立ち向かう母娘の、奮闘と希望の物語。

<吹替なし・日本語字幕あり・97分>

©2020 The Little House of Sandra. All Rights Reserved. The Little House of Sandra. The Little House of Sandra.

11月25日 木曜日
<午前回> 午前10時～正午 <午後回> 午後1時30分～3時30分

<定 員> 各回 20人
(多数の場合は市内在住、高齢、在学の方を優先して抽選)

<場 所> 1 数ヶ月前の抽選で決定 (5名以内) 《吹田の会館ホール》

<開 演 時 間> 11月15日(月) 吹奏

<入 場 料 金 等 料> 吹田市立男女共同参画センター 無料

<問 合 せ 申 込 窓 口 番 号> 06-6338-1451

<申 込 締 切 日 時 間 等 詳 細 等> 平日 午前9時～午後5時 30分(祝日は休館)

<申 込 FAX 番 号 等> 06-6338-5611(24時間受付)

* 申込方法などの詳細につきましては、チラシをご覧ください。

主 催 吹 田 市

本数・本数を選んで
お申し込み下さい。

参加される方へお願い
・マスクの着用をお願いし
ます。
・入館時には体温検査(も
しくは手洗い)、館内では
指シロケットにご協力く
ださい。
・発熱や咳など、体調がす
ぐれない場合は参加をお
断しください。

VI.情報収集・提供事業

男女共同参画センターの情報ライブラリーでは、さまざまな図書や資料など、男女共同参画に関する情報の収集と提供を行っています。

- (1) 事業開始 昭和62年(1987年)10月
- (2) 開室時間 午前9時30分～午後5時15分(休館日及び蔵書点検日以外)
- (3) 令和3年度開室日数 290日
- (4) 収集資料 図書 21,833冊
逐次刊行物 59種
その他 行政資料、パンフレットなど

(5) 令和3年度利用状況(令和4年(2022年)3月31日現在)

貸出登録者数	図書貸出冊数
4,535人	2,826冊



情報ライブラリー利用促進

講座名	ひとりゆっくり読書時間のプレゼント	保育あり
目的	情報ライブラリーの資料を利用して、男女共同参画に関する資料の閲覧および、就労や育休からの職場復帰などに必要な情報を得る機会とします。 子育て中の方が、自分の時間を持つ機会にもなるように保育付きで開催します。	
対象者・定員	子育て中の人 各回 7人	

回	日時	内容	参加人数
1	7/12(月) 午前10時～正午	情報ライブラリー利用	7人
	7/26(月) 午前10時～正午		5人
2	2/28(月) 午前10時～正午	情報ライブラリー利用	5人
	3/7(月) 午前10時～正午		6人
	3/14(月) 午前10時～正午		9人

延受講者数

32人 (女性 32人 ・ 男性 0人 ・ その他 0人) ※ 延保育児数 35人

アンケート回収数

20人 (満足度 100%) ※ 満足度…アンケートで満足、やや満足の割合

ふりかえり

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止にした回もありましたが、参加した方からは「一人でゆっくり読書できてよかった」「リフレッシュになった」との声をたくさんいただきました。
定員を超える申し込みがあり抽選となりましたが、落選者を対象に追加開催もしました。

情報ライブラリー利用促進

講座名	デュオ・シネマ	保育あり
目的	映画作品を通して、男女共同参画について学びを深める機会とします。 子育て中の方も参加しやすいように保育付きで開催します。	
対象者・定員	各回18人 36人	

回	日時	内容	参加人数
1	6/24(木) 午前10時～正午	「ベトナムの風に吹かれて」 (2015年、日本・ベトナム合作映画)	21人
	6/30(水) 午前10時～正午		18人
延受講者数			
39人 (女性 32人 ・ 男性 7人 ・ その他 0人) ※ 延保育児数 3人			
アンケート回収数			
35人 (満足度 86%) ※ 満足度…アンケートで満足、やや満足の割合			

回	日時	内容	参加人数
2	3/23(水) 午前10時～正午	「エデンより彼方に」 (2002年、アメリカ映画)	20人
	3/23(水) 午後1時30分～3時30分		20人
延受講者数			
40人 (女性 29人 ・ 男性 11人 ・ その他 0人) ※ 延保育児数 5人			
アンケート回収数			
40人 (満足度 93%) ※ 満足度…アンケートで満足、やや満足の割合			

ふりかえり
<p>*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、午前・午後の2回に分けて開催しました。 定員を超える申し込みがあり抽選となることもありました。 映像作品を通してジェンダーや男女共同参画について考える機会として、様々な作品を上映していければと思います。</p>

情報ライブラリー利用促進

◎新着図書紹介「Duo Library」の発行

情報ライブラリーの新着図書の中から、スタッフのお薦めする図書を紹介するリーフレットを毎月発行しています。

*情報ライブラリーの開室状況については、男女共同参画センターHPをご覧ください
*マスクの着用や手指消毒などにご協力ください。

開室時間

午前9時30分～午後5時15分
(12月29日～1月3日・祝日を除く)

貸出

ライブラリーカードが必要です。
図書・雑誌は1人15冊まで
(期間は2週間)
DVDは1本
(期間は1週間)

返却

- 情報ライブラリーのカウンターへ。
- 閉室時は1階ロビーのブックポストにご返却ください。
- 図書・雑誌は市内図書館・自動車文庫へ返却できます。
- DVDは情報ライブラリーへ返却してください。

吹田市立男女共同参画センター
〒564-0072 吹田市出口町 2-1
TEL (06) 6388-1451
FAX (06) 6385-5411


Duo Library

令和3年11月
Vol. 80

情報ライブラリーは、情報を仲立ちとして、男女共同参画社会「女（ひと）と男（ひと）がともに生き生きと暮らしまわす」をめざし、学び・ネットワークを育むスペースです。本・雑誌・新聞のほか、男女共同参画に関する行政資料・DVDを揃えています。

新着図書紹介


生理 CAMP
みんなで聞く・知る・語る



人前ですごく「生理」を取り上げた話題の書籍「生理 CAMP」テレビ東京が本になりました。生理のあるあるや、LGBT と生理の関係、外国の生理事情がわかりやすく漫画で描かれています。有名なレントやアスリートへのインタビューでは、それぞれの体験や悩み、本音を、性別や年齢を問わず、みんなで生理についておぼろげに話したくなる一冊です。

江戸里紗 監修 集英社 495.13

ルボ コロナ禍で迷いつめられる女性たち
深まる孤立と真実



シングルマザーや非正規で働く女性、高齢単身女性などコロナ禍で苦境に立たされた女性たちが懸念していました。著者は、その現状を少しでも世に知ってほしいと願って、孤立してしまった女性たちの困難についてまとめています。人との接点が最も限ったコロナ禍ゆえに取り残された女性たちのことを知り、改めて格差について考えさせられる一冊です。

飯島 裕子 著 光文社 536.721

◎講座関連図書のピックアップ

主催講座等の開催に合わせて、テーマに沿った所蔵本をまとめて展示し、より学習を深める機会を提供しています。

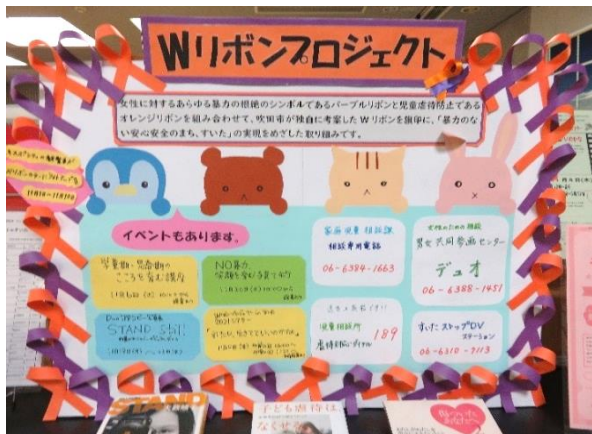
- 61 -

情報ライブラリー利用促進

◎テーマ展示

毎月テーマを設定し、関連図書とともに展示しています。

期間	テーマ
4月	【コロナウイルス感染拡大予防ためスタッフ活動なし】
5月	【コロナウイルス感染拡大予防ためスタッフ活動なし】
6月	男女共同参画週間
7月	おすすめDVDの紹介
8月	わくわく夏休み
9月	すいたクールアース
10月	Wリボンプロジェクト
11月	Wリボンプロジェクト・新聞に掲載された本
12月	一緒に笑顔になれる活動しませんか(保育・参画スタッフ養成講座関連)
1月	家族のホンネ
2月	知っていればこわくない(女性ホルモン関係)
3月	国際女性デー



VII. 相談事業

◎男女共同参画センター女性のための相談事業

相談員（女性）が女性のさまざまな悩みに関する相談に対応し、相談者と共に問題解決のために考えます。

1. 相談内容

(1)女性のための電話相談	毎週水曜日	午前10時～午後8時※
	毎週月・金曜日	午前10時～午後4時
	毎週土曜日	午後1時～午後5時※
(2)女性のための悩みの相談室 「ウイメンズルーム」	毎月第1・4火曜日	いずれも午前10時～午後2時35分 (火曜日午後は保育付き)
	毎月第2・3土曜日	
(3)女性のためのDV相談	毎月第1・2・3・4木曜日	いずれも午前10時～午後2時35分 (午後は保育付き)
(4)女性のための法律相談	毎月第2土曜日	午後1時30分～午後5時

※令和3年7月から、女性のための電話相談を毎週水曜日午後5時までを午後8時までに延長、毎週土曜日の相談日を新たに設定。

2. 実施状況

(1) 月別実施状況(件数)令和4年3月末現在

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	39	38	41	51	38	46	63	53	64	54	67	75	629
悩み	10	13	14	12	15	12	12	13	11	13	15	13	153
DV	12	12	12	11	9	9	10	10	10	8	8	9	120
法律	2	6	5	7	4	3	6	3	5	3	5	6	55
計	63	69	72	81	66	70	91	79	90	78	95	103	957

(2) 内容別実施状況(件数)

①女性のための電話相談

開設日数 182日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	コロナ家族	コロナ夫婦	コロナ就労	コロナ感染症	計
件数	39	81	15	16	104	137	138	8	19	39	8	13	4	8	629
%	6.2	12.9	2.4	2.5	16.5	21.8	21.9	1.3	3.0	6.2	1.3	2.1	0.6	1.3	100

②女性のための悩みの相談室「ウイメンズルーム」

開設日数 48日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	コロナ家族	コロナ夫婦	コロナ就労	コロナ感染症	計
件数	46	9	0	2	53	33	5	2	3	0	0	0	0	0	153
%	30.0	5.9	0.0	1.3	34.6	21.6	3.3	1.3	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100

③女性のためのDV相談

開設日数 48日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	コロナ家族	コロナ夫婦	コロナ就労	コロナ感染症	計
件数	4	4	0	0	94	11	2	0	0	0	2	2	0	1	120
%	3.3	3.3	0.0	0.0	78.3	9.2	1.7	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	0.0	0.8	100

④女性のための法律相談

開設日数 12日

	夫婦	家庭	戸籍	相続	不動産	近隣	金銭	クレサラ	労働	消費	損害	交通	その他	計
件数	41	0	0	8	0	0	2	0	0	1	0	0	3	55
%	74.6	0.0	0.0	14.5	0.0	0.0	3.6	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	5.5	100

◎DV被害者対象自立支援事業 DV被害者傾聴業務

委託先:吹田傾聴ほほえみ

本事業は、DV被害から逃れたもののまだ不安定な生活及び精神状態にある被害者について、専門的な知識のあるサポーターによる定期的な傾聴を通じて気持ちに寄り添い、自身の力を取り戻してもらうことを目的に実施しています。

月1回の傾聴電話や、センター内で行う傾聴カフェの開催などを行っています。

1.傾聴電話 (件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
電話	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	2	6

ふりかえり	毎月第3木曜日15時から17時の2時間行いました。 前年度との変化としては、1日に2件電話を受ける日があったことや、傾聴電話からZoom傾聴に繋がった相談者もいました。
-------	---

2.傾聴カフェ (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
カフェ	0	中止	1	0	3	1	1	1	2	0	1	1	11

ふりかえり	新型コロナウイルス感染症の感染危惧からか、来館を伴う傾聴カフェへの参加者数が伸び悩んだ一年でした。傾聴カフェについては各種SNSでの周知を行っていますが、次年度は市報などさらに周知の幅を広げていきたいと思ひます。 また、今年度は初めてZoomでの傾聴を希望される方がおられ、来館いただく、お顔を見ながら傾聴できるという利点を活せたいと思ひます。今後も市民のニーズに合わせて、Zoom傾聴のスキルアップを図っていききたいと思ひます。
-------	--

VIII. 運営審議会

- 1 委員の構成
- | | |
|---------|----|
| 公共的団体代表 | 5人 |
| 学識経験者 | 5人 |
| 市民 | 4人 |
| 事業者 | 1人 |
- 2 審議会の開催
- 令和3年(2021年)12月27日(月) 出席委員 11人
 於 吹田市立男女共同参画センター 2階 視聴覚室
- 議事 (1) 令和2年度決算及び運営状況について
 (2) その他

3 審議会委員名簿

区分	氏名	職業・所属団体等
学識 経験者	◎溝上 絢子	弁護士
	藪谷 あや子	人間環境大学名誉教授
	○山ノ内 裕子	関西大学教授
	有澤 知子	大阪学院大学教授
	堀内 真由美	愛知教育大学准教授
市民 公募	大下 最弘	市民委員
	白江 恭子	市民委員
	長石 那緒美	市民委員
	伊藤 史子	市民委員
市内の 代表公共的 団体の	中村 新平	吹田市PTA協議会
	木下 京子	男女共同参画センター・グループの会 世話人会
	藤内 雅子	子育て広場運営団体
	和田 弥生	女性関係団体
	矢野 真里加	NPO団体
業の市 者市内	富永 明	市内事業所(株式会社 ケンセイ)

◎:会長 ○:副会長

(任期:令和3年7月1日から令和5年6月30日まで)

改正

平成28年3月31日条例第3号

吹田市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第20条）

第3章 吹田市男女共同参画審議会（第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。これらの取組は「平等・開発・平和」をテーマに掲げた国際婦人年以降の、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しつつ進められ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本法などの法整備がされてきた。

しかしながら、女性に対する人権侵害や男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行等が、今なお社会の様々な分野で根強く存在している。

吹田市においては、女性の就業率は出産・子育て期に大きく低下しており、また男性の家庭生活、地域生活への参画は、市外通勤が多いことなどもあいまって、必ずしも十分とは言えないなどの状況がある。

少子・高齢化の進展、国際化、高度情報化など社会・経済環境が大きく変化する中で、すべての市民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が共に、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、家庭責任を果たしつつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要である。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民及び事業者が協働して、その取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度及び慣行が解消され、男女の社会における活動が制約を受けることなく選択できることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における活動及び職場、地域等における活動に対等な立場で参画できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、市における政策又は事業者その他の民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（市の責務）

- 第4条** 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 市は、男女共同参画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。
 - 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めるものとする。
（市民の責務）
- 第5条** 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者の責務）
- 第6条** 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動において、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。
 - 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
（性別による権利侵害等の禁止）
- 第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。
- 何人も、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力を行ってはならない。
 - 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
（公衆に表示する情報に関する留意）
- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント及び性の商品化を助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。
- 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策**
（男女共同参画計画）
- 第9条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、吹田市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
 - 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
（教育及び学習の振興）
- 第10条** 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等を基礎として、男女共同参画を推進する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。
（広報啓発）
- 第11条** 市は、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、広報啓発を行うものとする。
（情報提供等の支援）
- 第12条** 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対して、情報提供その他の支援を行うものとする。
（両立支援）
- 第13条** 市は、男女が共に家庭における活動及び職場、地域等における活動に参画できるよう、子の養育、家族の介護等において環境整備等必要な支援を行うものとする。
（暴力等の防止と被害者支援）
- 第14条** 市は、女性に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力、セクシュアル・ハラスメント等の防止に努めるとともに、その被害を受けた者に対して必要な支援を行うものとする。
（拠点施設）
- 第15条** 市は、吹田市立男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設とするものとする。
（推進体制）
- 第16条** 市は、市民及び事業者の協力の下に男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。
（積極的格差是正措置）
- 第17条** 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努

めるものとする。

- 2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にできる限り男女同数に近づけるなど、積極的格差是正措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

- 2 市長は、前項の調査研究の成果を公表するものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

- 2 事業者は、年次報告の作成に当たり市長が行う調査に協力するものとする。

(苦情等処理委員)

第20条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市民からの申出を適切かつ迅速に処理するため、本市に、吹田市男女共同参画苦情等処理委員(以下「苦情等処理委員」という。)を置く。

- 2 次に掲げる事項については、前項の申出をすることができない。

- (1) 裁判所において係争中の事項及び判決等のあった事項
- (2) 審査請求を行っている事項及び審査請求に対する裁決のあった事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (4) 苦情等処理委員の行為に関する事項

- 3 苦情等処理委員は、第1項に規定する苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、同項の施策を実施する機関に対し、説明又は資料の提出を求め、是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行うものとする。

- 4 苦情等処理委員は、第1項に規定する相談の申出があった場合において、必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は資料の提出を求め、助言、是正の要望等を行うものとする。

- 5 苦情等処理委員は、3人以内とする。

- 6 苦情等処理委員は、男女共同参画に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 8 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 9 苦情等処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 吹田市男女共同参画審議会

第21条 本市に、吹田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申するものとする。

- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 5 委員は、学識経験者、市民、市内の公共的団体の代表者及び事業者のうちから市長が委嘱する。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(審議会の委員の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される審議会の委員についての第21条の規定の適用については、同条第5項中「、市内の公共的団体の代表者及び事業者」とあるのは「及び市内の公共的団体の代表者」と、同条第6項中「2年」とあるのは「平成15年3月31日まで」とする。

附 則 (平成28年3月31日条例第3号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

改正

平成24年3月30日条例第10号

平成27年12月28日条例第41号

吹田市立男女共同参画センター条例

吹田市立女性センター条例（昭和62年吹田市条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設として、男女共同参画センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 男女共同参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 吹田市立男女共同参画センター

（2）位置 吹田市出口町2番1号

（事業）

第3条 吹田市立男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画の推進に関する次に掲げる事業を行う。

（1）講座、研修会等の開催に関すること。

（2）啓発に関すること。

（3）市民の活動及び交流の支援に関すること。

（4）情報の収集及び提供に関すること。

（5）相談に関すること。

（6）調査研究に関すること。

（7）その他市長が必要と認める事業

（使用の許可）

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

（1）営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。

（2）管理上やむを得ない事情があるとき。

（3）その他市長が不適当と認めるとき。

（許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

（1）この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

（2）前条各号のいずれかに該当したとき。

（3）災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

（使用料）

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備の設置等）

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（免責）

第9条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

（運営審議会）

第10条 センターの運営について審議するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市立男女共同参画センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、市民、市内の公共的団体の代表者及び事業者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市立女性センター条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、旧条例第15条第3項の規定により吹田市立女性センター運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、新条例第14条第3項の規定により運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成15年6月30日までとする。

附 則（平成24年3月30日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成24年7月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例別表の規定は、平成28年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

男女共同参画センター使用料

施設の名称	金額			
	午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後9時まで	1時間増すごと に
工芸室	2,100円	2,900円	2,100円	700円
実験室	1,300円	1,800円	1,300円	400円
実技研修室	1,000円	1,400円	1,000円	300円
生活科学室	900円	1,200円	900円	300円
和室	900円	1,200円	900円	300円
第1会議室	1,000円	1,400円	1,000円	300円
第2会議室	500円	700円	500円	100円
研修室(1)	1,000円	1,400円	1,000円	300円
研修室(2)	1,000円	1,400円	1,000円	300円
視聴覚室	1,700円	2,200円	1,700円	500円

備考 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。

改正

平成15年1月31日規則第5号
平成17年3月31日規則第17号
平成18年3月20日規則第9号
平成19年11月9日規則第73号
平成20年3月28日規則第9号
平成24年6月29日規則第57号
平成25年3月29日規則第65号
平成25年12月27日規則第87号
平成28年3月31日規則第24号
令和2年3月31日規則第56号

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立男女共同参画センター条例(平成14年吹田市条例第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 吹田市立男女共同参画センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名(以下「申請者の氏名等」という。)
 - (2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的及び使用人数並びに入場料等徴収の有無(以下「使用日時等」という。)
- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日(以下この項及び第12条第1項において「使用日」という。)の前3月に当たる日の属する月の初日から使用日の当日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

- 2 使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 センターの施設を引き続き使用できる期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第7条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- 3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由
- 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

- 2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。

- 3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。
(使用の取消し)
- 第10条** 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
 - (3) 取消しの理由
(使用料の減額又は免除)
- 第11条** 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合とし、その場合において減額し、又は免除する使用料の額は、使用料の全額とする。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、市長が適当と認める者にあつては、必要な書類を提示することで足りるものとする。
- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 使用日時等
 - (3) 減額又は免除の理由
(使用料の還付)
- 第12条** 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。
- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
 - (2) 使用者が使用前7日までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
 - (3) 使用者が使用前7日までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
(使用者の守るべき事項)
- 第13条** 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
 - (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (4) その他職員の指示に従うこと。
(入室の要求)
- 第14条** 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。
(使用後の点検)
- 第15条** 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。
(損傷等の届出)
- 第16条** 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。
(運営審議会の委員の委嘱)
- 第17条** 条例第10条第1項に規定する吹田市立男女共同参画センター運営審議会(以下「運営審議会」という。)の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者 5人以内
 - (2) 市民 4人以内
 - (3) 市内の公共的団体の代表者 5人以内
 - (4) 事業者 1人以内
(運営審議会の会長及び副会長)
- 第18条** 運営審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、運営審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(運営審議会の会議)
- 第19条** 運営審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 運営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(運営審議会の運営に関する事項)
- 第20条** 前2条に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、運営審議会の意見を聴いて会長

が定める。

(運営審議会の庶務)

第21条 運営審議会の庶務は、男女共同参画センターにおいて処理する。

(申請書等の様式)

第22条 この規則に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年1月31日規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成19年11月9日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成20年3月28日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日規則第57号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の吹田市立男女共同参画センター条例施行規則第11条第1項の規定は、平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月27日規則第87号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第56号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年度(2021年度)

業 務 概 要

編集・発行 令和4年(2022年)8月
吹田市立男女共同参画センター デュオ
〒564-0072 大阪府吹田市出口町2番1号
TEL 06-6388-1451 FAX 06-6385-5411